

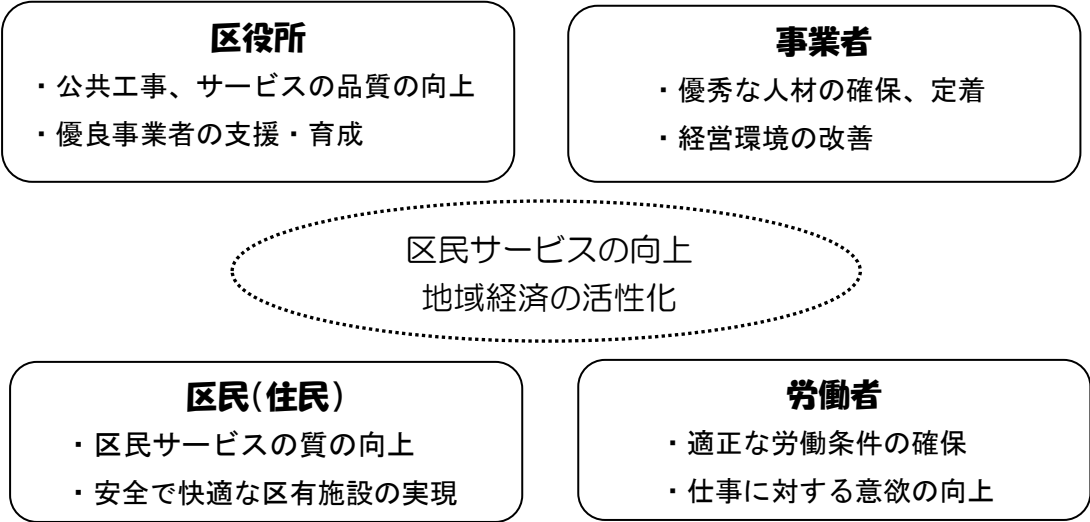
あなたのお仕事には 「目黒区公契約条例」が適用されています

件名	
履行場所	
履行期間	

この業務は、目黒区公契約条例の適用対象となる契約に該当します。この条例では、当該業務に従事する労働者等が、区の定める労働報酬下限額から算出する基準額以上の報酬を受け取れること等が規定されています。

● **目黒区公契約条例とは？**

目黒区公契約条例は、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、優れた人材を確保できる環境の整備及び公契約の適正な履行の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目指しています。



● **どんな契約が対象？**

- ・ 工事請負契約（予定価格 5,000 万円以上）
- ・ 業務委託契約（施設の総合管理業務、または給食調理業務で予定価格 1,000 万円以上）
- ・ 公の施設の指定管理（施行規則で定める施設）

（裏面に続きます）

● 条例の適用となる労働者等は？

- ・ 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する者
 ※正社員、パートタイマー、アルバイト等雇用形態を問いません。
- ・ 労働者派遣法に基づき、受注者及び受注関係者へ派遣される派遣労働者
- ・ 受注者及び受注関係者との請負契約により、自らが提供する労務の対価を得る者（いわゆる一人親方）

【次に掲げる者は、公契約条例の規定が適用されません】

- 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
- 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限ります。）
- 労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
- 公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員等）
- 公契約に係る業務に従事する時間が極めて短い者（従事した時間が1ヶ月あたり30分未満の者）
- 工事請負契約における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者）

● 労働報酬下限額とは？

労働者等に対して支払われるべき1時間当たりの労働報酬の下限の額を「労働報酬下限額」といいます。労働者等は、労働報酬下限額から算出する基準額以上の報酬を受け取れることができます。

労働報酬下限額	別紙のとおり
---------	--------

● 申出をする場合の申出先は？

労働者等は、基準額以上の報酬を受け取っていないときは、その旨を次の（1）から（3）のいずれかに文書で申出することができます。

（1）発注者	目黒区役所 総務部契約課 （提出先）〒153-8573 目黒区上目黒 2-19-15 （電話） 03-5722-9668
（2）受注者（元請業者）	
（3）受注関係者（下請負者）	

※ 申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けることはありません。